

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金保険料は、月額17,510円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場の国民年金窓口（住民課住民グループ）へご相談ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場の国民年金担当窓口（住民課住民グループ）で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。

令和7年度分（令和7年7月分から令和8年6月分まで）の免除等の受付は令和7年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの申請を忘れていた期間がある方は、年金事務所または役場の国民年金担当窓口（住民課住民グループ）へご相談ください。

国民年金のご相談・お手続きについては、むつ年金事務所（☎0175-22-4947）または、東通村住民課住民グループ（☎0175-33-2135）までお問い合わせください。

I P告知端末の更新について

I P告知端末（テレビ電話）の更新について、6月以降のスケジュールは以下のとおりです。

地区	N T Tからの 文書送付期間	回答期限	更新作業実施期間
老部、白糖	5月 7日	5月23日	6月 2日～6月16日 6月17日～7月 3日
小田野沢	6月 2日	6月18日	7月 4日～7月15日
古野牛川、襦部、岩屋	6月 2日	6月18日	7月16日～7月24日
尻屋、尻労	6月30日	7月18日	7月25日～8月 6日

※上記以外の地区の方は既に更新作業を実施済みです。

※配信・お知らせ機能は10月1日からの供用開始予定です。

期限までに回答できなかった方や取付日程の変更を希望する方は、N T Tからの文書に記載の電話番号または村防災安全課までご相談ください。

～スムーズな設置作業に向け、みなさまのご協力をよろしくお願いします～

防災安全課 ☎0175-33-2262